

【入園手続きに進まれる前に・・・】

本冊子は3歳児以上を対象とした入園に関する説明書です。

幼保連携型認定こども園では、在籍するお子さんが1号認定区分等と2号認定区分・3号認定区分の3つに分類※1され、入園決定への手続きが大きく異なります。希望される区分の欄をご覧ください、入園手続きをお願いします（3号認定区分、満3歳クラスの方へは別途入園説明会を開催します）。

ただし、すべての家庭が当園を見学されるか入園説明会にご参加の上、当園の保育内容・方針にご賛同いただいてから、入園手続きへとお進みいただくことが原則となります。兄・姉が在卒園生の場合や、3号認定区分から進学される場合については、入園手続きに進まれた時点で当園の保育内容・方針にご賛同いただいたものとして解釈させていただきますので、よろしくお願ひします。

※1 3つに分類

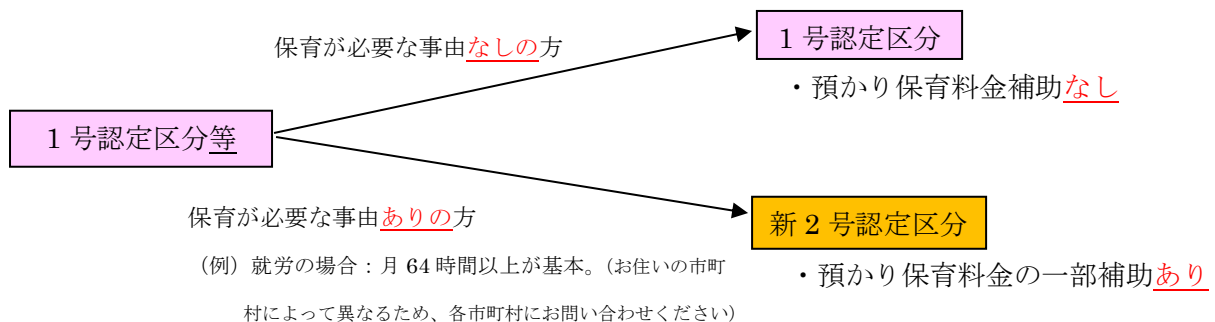
認定区分	対象のこども
1号認定区分等	3歳以上で、恒常にお子さんを預かる時間が教育時間のみの方 (教育時間以外での保育を希望される場合は都度預かり保育を利用) 満3歳クラスについては別途説明会を開催します。
2号認定区分	3歳以上(学校年齢)で、保護者の就労など、「保育を必要とする事由※」により、恒常にお子さんを預かる時間が教育時間+保育時間の方
3号認定区分	3歳未満(学校年齢)で、保護者就労など、「保育を必要とする事由※」により、恒常にお子さんを預かる時間が教育時間+保育時間の方 当園は1歳児からの入園が可能

※ 保育を必要とする事由 [下記のいずれかに該当することが必要です]

- 就労 (フルタイム、パートタイム【月64時間以上が基本。(お住いの市町村によって異なります。各市町村にお問い合わせください)】、夜間、居宅内の労働等、基本的に全ての就労を含む)
- 妊娠、出産
- 保護者の疾病、障害
- 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

本冊子では1号認定区分と新2号認定区分を総称する場合、1号認定区分等と表記しています。

1号認定区分等は1号認定区分と新2号認定区分に分かれますが、**いずれも入園手続きまでの流れは同じ**です。また、いずれも最大7:30~18:30の保育利用が可能です。



入園手続きの違い

項目	1号認定区分等 (1号、新2号認定区分ともに同じ)	2号認定区分
入園対象者	居住される地域・世帯の就労状況に関わらず、希望する方は原則として入園可能 (但し募集人員数に達するまで)	「保育を必要とする事由」を満たしていることが条件となる。その中でも希望するすべての人が入園できるとは限らない
入園受付	原則、先着順で受付	先着順ではない (市町村と当園とで利用調整を行う)
入園願書 (申込書提出先)	当園へ入園願書を提出 (10月1日についてはインターネットで申し込みの上、願書提出)	市町村窓口へ利用希望申込書を提出 利用調整後、認定されれば当園へ入園願書を提出
入園決定	当園内で面接後、当園が入園許可証を発行し、内定&契約	市町村が利用調整を行い、当園と協議の上、決定。その後、当園内で面接・内定&契約

注) 2号認定区分で入園されるにあたって

- ・国が定めた「保育を必要とする事由」(P3参照)を満たしていることが条件となります
- ・利用希望申込書の提出先は「市町村窓口」となります
※寝屋川市以外に居住される方
⇒詳細は居住される市町村へお問い合わせください
- ・市町村による利用調整&当園との協議後、入園の可否が決まります

◆電話での問い合わせについて

「幼児教育・保育無償化」や新2号認定区分等、ご不明な点があればお気軽にお問い合わせください。ただし、お電話でのお問い合わせの際にはご自身の電話番号を通知設定の上、ご連絡をお願いします。当園では防犯上、非通知設定での電話はつながらないようにしていますので、ご理解をお願いします。

◆本冊子記載内容について

本冊子は令和6年9月1日時点での内容を記載しています。

【出願受付】

1号認定区分等

入園願書提出申し込み

10月1日 7:30 から 8:30 まで

(募集人数に達した場合、その時点で終了となります)

インターネットのみで受付

(上記の時間以降に出願申し込みをされる方は事前にお電話にて空きをご確認ください)

入園願書提出(当園内) 10月1日 9:00~9:45

入園面接・入園手続き 10月5日 入園面接・手続き後、入園許可証を受理
(同日、制服採寸・用品注文)

2号認定区分

「保育の必要性」認定利用申し込み

11月 下旬 締め切り (左記は寝屋川市のおおよその時期です。
居住市町村窓口でご確認ください)

- ① 市町村窓口で「保育を必要とする事由」認定を申請
(③を同時に行うことも可能)
- ② 市町村から認定証が交付される。
- ③ 市町村窓口で当園の利用希望の申込み(①の時点で
行うことも可能)。

入園の可否決定

2月頃に入園の可否が決定

※利用者の希望、募集人員の空き状況などに応じ、保育の
必要量を踏まえ、市町村が利用調整。

※2号認定区分として入園できないと判定を受けた場合
でも、1号認定の募集人員に空きがあれば、1号認定
区分等での入園が可能です。空きがなければ入園はで
きません。

入園願書受付

認定後、当園へ入園願書提出

【入園手続き】

1号認定区分等・2号認定区分共通

1号認定区分等・2号認定区分ともに入園一時金は同額です。

入園一時金

入園準備費	60,000円	減免制度あり
教育関係施設費	20,000円	
バス申込金	5,000円	バス通園される方のみ

＜令和7年3月までに辞退された場合＞

納入された費用のうち、教育関係施設費のみ返金します。入園準備費は返金の対象とはなりませんので、ご了承ください。

＜令和7年4月1日以降に辞退された場合＞

いかなる理由であっても返金しませんので、ご了承の上お申し込みください。

【毎月の費用】

1号認定区分等

毎月の基本保育料は、「幼児教育・保育無償化」施策により無償となります。無償の対象となる保育時間は8:40から教育時間終了時刻までとなります。預かり保育料金は下図をご参照ください。他の項目は次頁＜毎月の納付金（税込）＞をご覧ください。

●平日の保育

7:30	8:00	8:40	9:30	14:00 (13:00)	18:00	18:30
早朝預かり 100円	保育前預かり 100円	登園時間	教育時間 無償	預かり保育 500円	延長預かり 100円	

※教育時間外の保育を希望される場合は預かり保育にお申し込みください。

(最大7:30～18:30)

●長期休暇・休業日預かり保育の保育 ⇒ 料金は別途納付

7:30	8:30	9:00	17:30	18:30
早朝預かり 500円	保育前預かり 100円	預かり保育 (1,200円【給食代は別途】)	延長預かり 500円	

※早朝・延長の預かり保育の料金については、寝屋川市基準額を適用しています。

2号認定区分

毎月の基本保育料は、「幼児教育・保育無償化」施策により無償となります（徴収なし）。無償となる範囲は下図をご覧ください。その他の項目は下記<<毎月の納付金（税込）>>をご覧ください。

★保育短時間認定★【8時間預かり認定】

開園日は全て同じ

7:30	8:00	8:40	9:30	10:00	14:00 (13:00)	16:40	18:00	18:30
早朝預かり 250円	保育前預かり 300円	登園時間	教育時間 無償			保育時間	預かり保育 700円	延長預かり 250円

※預かり保育の料金については、寝屋川市基準額を適用しています

※2号認定区分は新2号認定区分対象の「預かり保育料金の一部補助」は対象外です（8:40～16:40以外の預かり保育を受けた場合でも補助対象とはなりません）ので、ご注意ください。

★保育標準時間認定★【11時間預かり認定】

開園日は全て同じ

7:30	8:00	8:40	9:30	10:00	14:00 (13:00)	16:00	18:00	18:30
保育時間		登園時間	教育時間 無償			保育時間		

1号認定区分等・2号認定区分共通

<<毎月の納付金（税込）>>

基本保育料	全学年	0円（徴収なし）	
絵本代	全学年	420～500円程度	12ヶ月納入
給食費	全学年	6,772円 一部補助を受けられる世帯もあります。該当する世帯には居住市町村より直接通知があります（該当する方の給食費は2,505円となります）。	12ヶ月納入（週5回提供） 自園調理
保護者会費	全学年	400円	12ヶ月納入
教育充実費★	全学年	年少：4,000円 年中長：3,000円	12ヶ月納入
自然環境費★	全学年	1,100円～1,500円程度	12ヶ月納入 学年・実施年度によって異なります
バス協力費	利用者のみ	3,950円	11ヶ月納入 8月は徴収しません
卒園アルバム代	年長児のみ	1,200円程度	12ヶ月納入

※給食費、保護者会費や預かり保育料金、教育充実費等を合わせて徴収します（**新2号認定区分**の預かり保育料金は一旦当園で徴収し、後日市町村より各世帯へ還付されます）。

※毎月の納付金は、当園の指定する日に登録口座より振替させていただきます。

※3ヶ月間納付金を滞納されると、滞納分を一括支払いの上、除籍退園となります。

※上記費用の他に遠足代・教材費などの実費費用がかかります。

★教育充実費

当園は、国の基準以上の保育内容、環境を整備しています。例えば、1クラスあたりの子どもの人数は国の基準を大幅に下回るような設定にしたり、フリー教員を設置基準以上に配置したり、英語・体操・音楽などに専任の講師を配置したりしています。また、教職員の処遇改善にも充当しています。教育充実費とは、そのような教育を充実させるための費用です。

★自然環境費

自然体験をするための農園管理の委託料や農地使用料、栽培光熱費、農作物、花、資材などの材料費、自然体験・観察にかかる費用、交通費等に充当します。

【通園バスの運行について】

1号認定区分等・2号認定区分共通

通園バス運行エリアについては園事務所までお問い合わせください。長期休暇中や土曜日等、休業日については通園バスの運行はありませんので、ご了承ください。

また、通園バスは**1号認定区分等**の方が優先となります。**2号認定区分**の方の入園手続きの時点では、次年度のバスコースが決まっている場合がありますので、原則として設置予定の通園バス乗降場所での乗降設定となります。ご了承をお願いします。

【休業日】

1号認定区分等・2号認定区分共通

土曜日や長期休暇中は休業日となり、休業日預かり保育を行います。下記の点が通常保育と異なりますので、ご注意ください（**1号認定区分等**は長期休暇・休業日預かり保育の費用がかかります。**2号認定区分**は基本保育料に含まれます）。

- ・終日異年齢保育となります。
- ・通園バスは運行しませんので、各家庭で送迎をお願いします。
- ・期日までの事前申し込み制です。申し込み方法等、詳細は入園前に冊子を配布します。

- ・利用日の16日前17:00までの申し込みであれば、給食提供の有無を選択できます。給食の提供を希望される場合、別途費用がかかります（1食478円【令和7年度以降に価格改定が生じる可能性もあります】）。

【完全休業日】

1号認定区分等・2号認定区分共通

完全休業日（休業日預かり保育を行わない日）については下記の通りとなります。

- ・日曜日・祝日
- ・参観・運動会等、休日に行った行事の翌登園日
- ・卒園式等、園全体で行う行事日（対象の学年以外）
- ・盆・年末年始（いずれも暦により、日数は変動します）
- ・園内研修日

※完全休業日は、入園式でお渡しする『年間予定表』でお知らせします（やむを得ない理由により、変更する場合がありますので、ご了承ください）。

【当施設からの利用契約解除について】

1号認定区分等・2号認定区分共通

《強制退園》

下記の場合は強制的に退園（利用契約解除）となりますので、ご了承ください。

- ・保護者が納付金を3ヶ月以上滞納し、当施設の催促にも応じない場合
- ・お子さん、保護者又はその関係者が、故意又は過失により、当園又は他の利用者等の第三者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ・保護者がお子さんの心身の状況および病歴等、保育にあたって必要な事項の園からの聞き取りや確認について、故意にこれらを告げず、または虚偽の告知をおこなったことにより正常な保育活動の継続が困難になった場合
- ・災害等やむを得ない理由により当園の利用が困難になった場合
- ・その他、当園との信頼関係に継続しがたい事由が発生した場合

【給食】

1号認定区分等・2号認定区分共通

給食費については、通常保育日に提供される給食の料金となります。土曜日や長期休暇中等の休業日預かり保育、午前保育日（給食なしで降園する日）における預かり保育では給食提供の有無を選択できます。給食提供を希望される場合、別途費用がかかります（1食478円【令和7年度以降に価格改定が生じる可能性もあります】）。

午前保育日は入園式でお渡しする『年間予定表』や月々発行する園だより等で事前にお知らせします。

【発達面で気になることがある方は・・・】

1号認定区分等・2号認定区分共通

お子さん1人に専任の教員を配置しなければ教育活動ができないと思われる場合は、入園を検討させていただく場合があります。責任を持ってお子さんをお預かりするためにも、**お子さんの発達面等で気になることがあれば、必ず入園面接までにご相談ください。**

【1号認定区分等の方で**新2号認定区分**を希望される場合】

新2号認定区分とは・・・

- ・1号認定区分等のうち、下記の「保育を必要とする事由」を満たす方

＜保育を必要とする事由【下記のいずれかに該当することが必要です】＞

- 就労（月64時間以上が基本）※お住いの市町村によって異なります。各市町村にお問い合わせください
- 妊娠、出産
- 保護者の疾病、障害
- 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

- ・預かり保育料金の一部が補助されます（日あたり450円、かつ月あたり11,300円が上限です。補助金は後日還付となります）。
- ・**新2号認定区分**になるには**事前の申請が必要です**。申請の手順は次頁をご覧ください。

- ①入園手続き時に園事務所窓口にて新2号認定区分申請希望の旨をお知らせください。申請用紙をお渡しします。
- ②申請書に記入の上、添付書類も含め期日までに用紙の提出をお願いします（各市町村によって書類の形式や種類が異なりますので、すべて揃っているかをご確認の上、申請をお願いします）。提出先は当園事務所です。
- ③認定するのは居住される市町村となります。認定されれば、3月中旬頃に各市町村より通知書が届きます。

※預かり保育料金の補助金は還付制です（一旦当園が料金を徴収し、保護者が居住市町村に還付申請を行う）。還付までの流れは入園後、還付申請の時期になれば対象のみなさんへお知らせします。

【1号認定区分等と2号認定区分の併願を希望される場合】

1号認定区分等・2号認定区分共通

まずは1号認定区分等としての入園手続きをお願いします。その後、ご自身で居住する市町村窓口にて2号認定区分での利用希望の申し込みを行ってください。申し込みが受理されれば2号認定区分へ変更しての入園となり、受理されなければ1号認定区分等としての入園となります。ただし、併願される場合、必ず入園願書下部の「2号認定区分での入園と併願します」欄に○をつけて入園願書のご提出をお願いします。虚偽の申請をされた方は入園をお受けできませんので、ご了承ください。